



鳴沢ゴルフ倶楽部友の会規約

第1条 本会は「鳴沢ゴルフ倶楽部友の会」(名称「鳴沢いちい会」という。

第2条 本会の運営は全て鳴沢ゴルフ倶楽部内に置く事務局で行う。

第3条 本会は鳴沢ゴルフ倶楽部のプレーを通じて会員相互の親睦と交流を図り
エチケットとマナーの向上とコースの健全な発展を目指すことを目的とする。

第4条 会員に関する事項。

- 1.会員は事務局が認めた者のなかで、入会申込手続きを行い別に定める年会費の
払込を完了した者をいう。
- 2.会員は別に定める特典にて、鳴沢ゴルフ倶楽部を利用することができる。
- 3.会員の入会資格の有効期限は会員となることが認められた暦年の1シーズンとする。
- 4.一旦納入した年会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- 5.会員には会員カードを発行し、会員はプレー時に会員カードを提示するものとする。
- 6.会員カードを紛失または盗難にあった場合には、速やかに事務局に連絡するものとする。

第5条 会員が次の各号に該当するときは、事務局において本会からの除名を行うことができる。

- 1.本会及び鳴沢ゴルフ倶楽部の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 2.本規約及びゴルフ場の利用約款等に違反したとき。
- 3.入会后暴力団の構成員、準構成員等、反社会的勢力と見なされたとき。
- 4.会員カードを本人以外が使用したとき。
- 5.その他事務局において処分が適当とする行為があったとき。

第6条 会員は次の場合その資格を失う。

- 1.会員資格の有効期限が満了したとき。
- 2.退会、除名、死亡したとき。

第7条 会員資格の譲渡並びに名義変更することは出来ない。

第8条 本規約に定めのない事項については、事務局において決定する。

第9条 本規約は平成22年1月1日より施行する。